

6 建災防技発第 345 号
令和 6 年 6 月 4 日

建設業労働災害防止協会
都道府県支部事務局長 殿

建設業労働災害防止協会
専 務 理 事
(公 印 省 略)

木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアルについて

今般、厚生労働省より、別添について周知依頼がありました。
つきましては、本件について、貴支部会員事業場等に対し、適宜、ご対応方お願いいたします。
なお、本件に関する通知文書を近日中に当協会ホームページに掲載いたしますので、ご活用ください。



別添

基安安発 0329 第 3 号
令和 6 年 3 月 29 日

建設労務安全研究会理事長
一般社団法人仮設工業会会長
一般社団法人住宅生産団体連合会会長
一般社団法人日本建設業連合会会長
一般社団法人全国建設業協会会長
一般社団法人建設産業専門団体連合会会長
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会会長
全国建設労働組合総連合中央執行委員長

あて

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

屋根、はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策の促進について（要請）
（木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアルの策定）

建設業における労働災害防止につきましては、平素から格段の御理解、御協力をいただきまして御礼申し上げます。

さて、屋根等からの墜落・転落災害防止対策については、「足場の設置が困難な屋根上作業等における墜落防止のための作業標準マニュアルについて」（平成 26 年 3 月 10 日付け基安安発 0310 第 1 号。以下「旧マニュアル」という。）により周知をお願いしてきたところですが、屋根等からの墜落・転落災害は、建設業における死亡災害の約 3 割を占めており、近年、はしご・脚立からの墜落・転落災害が増加傾向を示すなど、こうした労働災害の防止対策を促進することが重要となっています。

令和 4 年 10 月に公表された「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」では、これら災害を防止するためのマニュアルの策定が提言され、また、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（令和 5 年 6 月 13 日閣議決定。）では、屋根・屋上等の開口部、足場や低所（はしご・脚立）からの墜落・転落災害を防止するためのマニュアルの作成・普及を図ることとされています。

こうした中、今般、建設業労働災害防止協会において「木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアル」が別添 1 のとおり策定されました。

本マニュアルでは、足場・屋根上・開口部等の作業におけるリスクアセスメントの実施手順や足場の設置が困難な場合の安全対策、また、はしご・脚立等から

の墜落防止対策の実施方法等が示されており、本マニュアルに基づく対策の推進により、墜落・転落災害の防止が期待されます。

については、本マニュアルについて、旧マニュアルに代わり傘下会員ほか関係者に広く周知いただくとともに、本マニュアルに基づく取組が促進されますよう特段の配慮をお願い申し上げます。

なお、本マニュアルは、下記の厚生労働省ウェブサイトで公表していますので申し添えます。

記

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/content/001234814.pdf>

(QR コード)

